

令和元年度全国労働衛生週間を迎えるにあたって

～群馬労働局長メッセージ～

本年も10月1日から10月7日まで「全国労働衛生週間」が実施されます。

群馬労働局では「全国労働衛生週間」及び、これに先立つ9月1日から9月30日までの準備期間中に、県民の労働衛生に関する意識の高揚を図るとともに、事業場における自主的な労働衛生管理活動を促進するため「全国労働衛生週間」趣旨説明会の開催、健康診断、作業環境測定の実施について周知活動など、労働者の健康確保を目的とした各種の取組みを実施します。

群馬労働局管内の事業場における職場の定期健康診断結果をみると、平成30年の有所見率（57.1%）は6年連続で全国平均を上回っている状況です。

今後、労働者の高年齢化が進む中で、健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合が更に増加することが懸念されるところです。

業務上疾病の発生状況を見ると、平成30年は熱中症の増加等により160人と前年より56人増加し、腰痛などの負傷に起因する疾病は、業務上疾病のうち約60%を占めている状況にあります。

また、近年は仕事や職業生活に不安や悩み、ストレスを感じている労働者も高い割合を示しており、精神障害等を発症させないため医師等による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談を労働者が安心して受けられる環境整備と、『『過労死等ゼロ』緊急対策』に沿ったメンタルヘルス対策の取組みを推進する必要があります。

さらに、労働者の3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いていることから、治療をしながら仕事を継続することができる「治療と仕事の両立支援」の取組みを推進する必要があります。

化学物質対策については、健康障害を防止するため、ラベル表示と安全データシート（SDS）の入手・交付の徹底を図るとともに、リスクアセスメントの確実な実施に取組む必要があります。

群馬労働局といたしましては、2年目を迎えた「第13次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画」に基づき、労働災害防止団体等関係団体と密接に連携し、これらの労働衛生対策を一層推進することとしています。

各事業場の皆様におかれましても、本週間を契機として、労働衛生意識の高揚とさらなる労働衛生管理活動の推進に取り組まれますよう、よろしく願いいたします。

群馬労働局長 田窪丈明